

第 8 章 事後調査計画

第8章 事後調査計画

8.1 事後調査を行う理由

本事業の実施に当たっては、事業の計画段階及び実施段階において種々の環境保全措置を講じることにより、周辺環境に対する影響が可能な限り回避又は低減されていると評価しており、また、予測値は基準値等との整合が図られていると評価している。

ただし、ごみ処理施設の設備計画、最終処分場の規模、工事計画等の種々の計画については、現段階では未確定であるため、予測・評価結果に不確実性が含まれている。また、陸上植物、陸上動物及び水生生物に対して環境保全措置を行うが、その効果については不確実性が含まれる。

そこで、事業実施による環境影響を可能な限り回避又は低減させるため、表 8-2-1 に示す内容のとおり事後調査を行う計画である。

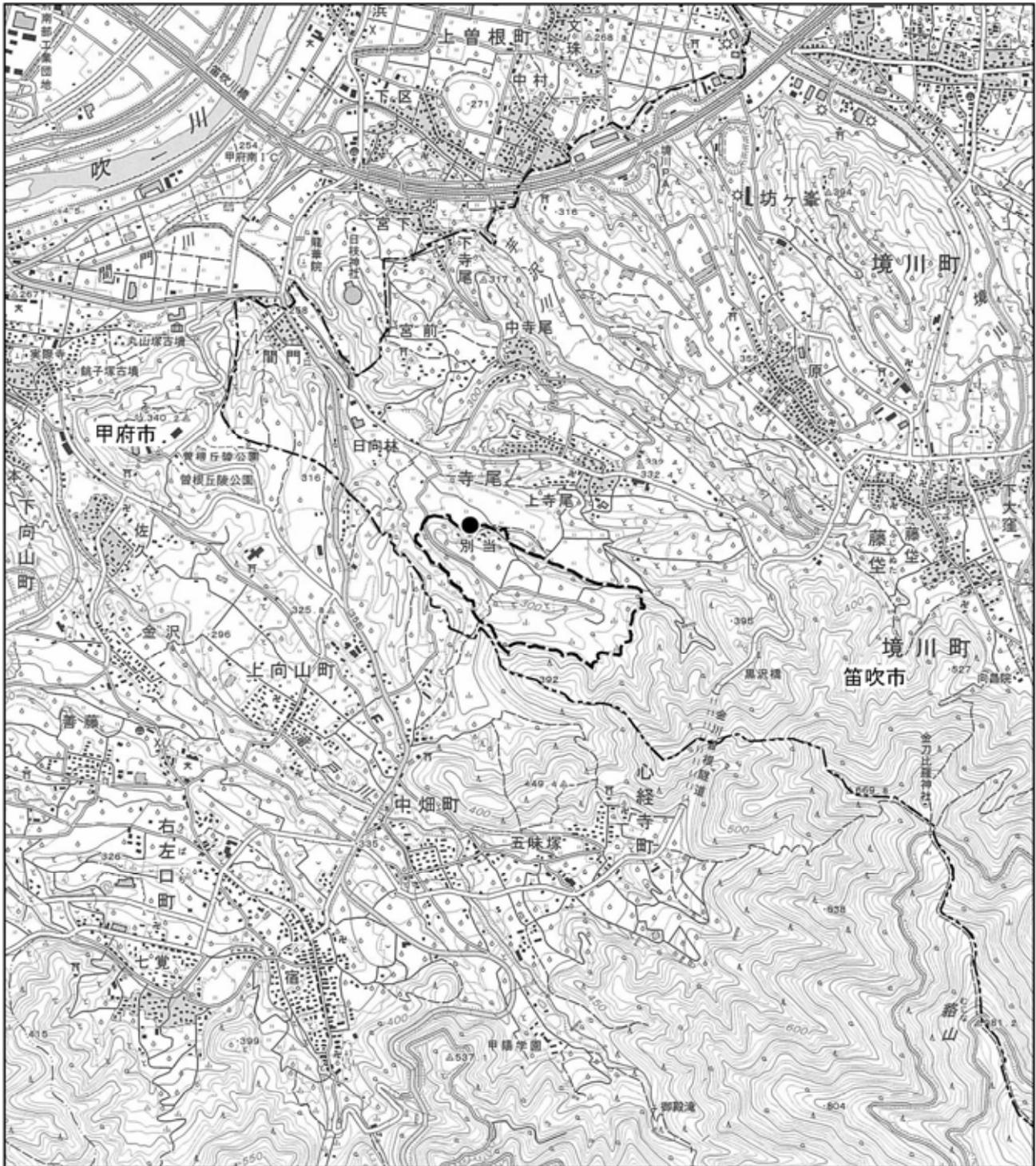
8.2 事後調査計画

8.2.1 工事時

工事中の事後調査は表 8-2-1 に示す内容で実施する。調査地点については、図 8-2-1 及び図 8-2-2 に示すとおりとする。

表 8-2-1 事後調査計画（工事時）

対象項目	調査項目	調査地点	調査時期	調査方法
工事実施の状況	工事計画、工事方法、環境保全対策の実施状況	-	工事期間中	現地確認
騒音	騒音レベル	対象事業実施区域敷地境界（予測地点：1 地点）	12 時間 / 回 × 3 回（ごみ処理施設建設工事、最終処分場建設工事のそれぞれにおいて建設機械の稼働台数が最大と想定される時）	騒音規制法の規定による方法
振動	振動レベル	対象事業実施区域敷地境界（予測地点：1 地点）	12 時間 / 回 × 3 回（騒音と同時）	振動規制法の規定による方法
水質	浮遊物質、河川流量	対象事業実施区域周辺河川（4 地点）	濁水発生時 3 回	環境基準の規定による方法等
陸上植物	保全すべき種	対象事業実施区域及び周辺	年 1 回	現地確認
陸上動物	猛禽類等の保全すべき種	対象事業実施区域及び周辺	工事期間中毎年 1 回（繁殖期）	「猛禽類保護の進め方（環境庁）」に準拠するとともに有識者から助言を得て進める方法
水生生物	保全すべき種	対象事業実施区域周辺河川	濁水発生後 3 回	現地確認
廃棄物	廃棄物発生量	施工範囲	工事期間中	工事の日常的な記録の整理



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	工事騒音・振動及び 施設稼働騒音・振動調査地点

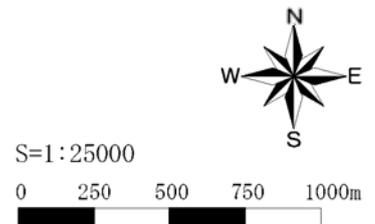
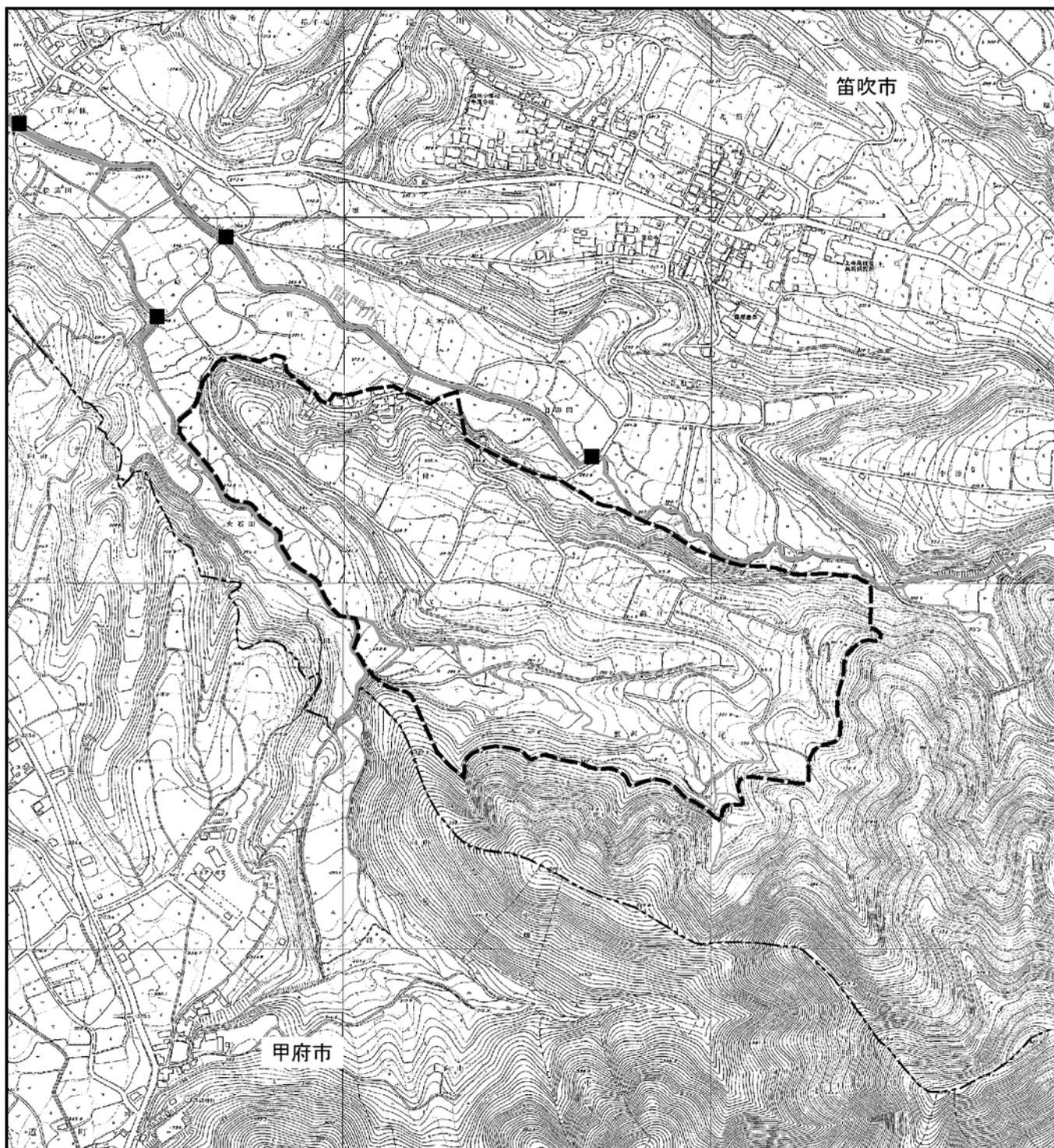


図 8-2-1 騒音・振動事後調査地点（工事時、存在・供用時）



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町,旧御坂町,旧一宮町,旧八代町,旧境川村,旧春日居町,旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市,旧中道町,旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	水質調査地点



S=1:8,000
 0 50 100 150 200m

図 8-2-2 水質事後調査地点 (工事時)

8.2.2 存在・供用時

事後調査は、施設が安定的に稼働した後1年間程度、表8-2-2に示す内容で実施する。調査地点については、図8-2-3及び図8-2-4に示すとおりとする。

表8-2-2 事後調査計画（存在・供用時）

対象項目	調査項目	調査地点	調査時期	調査方法
事業の実施状況	施設計画、施設の稼働状況、環境保全対策の実施状況等	-	施設が安定的に稼働した時期	現地確認
排出ガス	排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類	煙突（各炉）	ダイオキシン類1回/年、その他項目年4回	日本工業規格（JIS）の規定による方法等
大気汚染	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素	着地濃度が高いと想定される2地点（上寺尾地区、心経寺地区）	年4回	欄外に示す
	地上気象（風向・風速、気温、湿度）	対象事業実施区域（1地点）	年4回	地上気象観測指針に示される方法
悪臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数（臭気濃度）	対象事業実施区域敷地境界（予測地点：1地点）	年1回	悪臭防止法の規定による方法
騒音	騒音レベル	対象事業実施区域敷地境界（予測地点：1地点）	年1回	騒音規制法の規定による方法及び環境基準の規定による方法
振動	振動レベル	対象事業実施区域敷地境界（1地点）	年1回	振動規制法の規定による方法
水質	地下水質（環境基準項目、ダイオキシン類）	最終処分場モニタリング井戸	年1回	地下水の水質汚濁及びダイオキシン類（水質）に係る環境基準の規定による方法
陸上植物	保全すべき種	対象事業実施区域周辺	年1回	現地確認
陸上動物	猛禽類等の保全すべき種	対象事業実施区域周辺	繁殖期1回	「猛禽類保護の進め方（環境庁）」に準拠するとともに有識者から助言を得て進める方法
水生生物	保全すべき種	対象事業実施区域周辺河川	年1回	現地確認
廃棄物	廃棄物発生量	施設からの発生量	1年間	発生量データの整理

〔大気汚染の調査方法〕

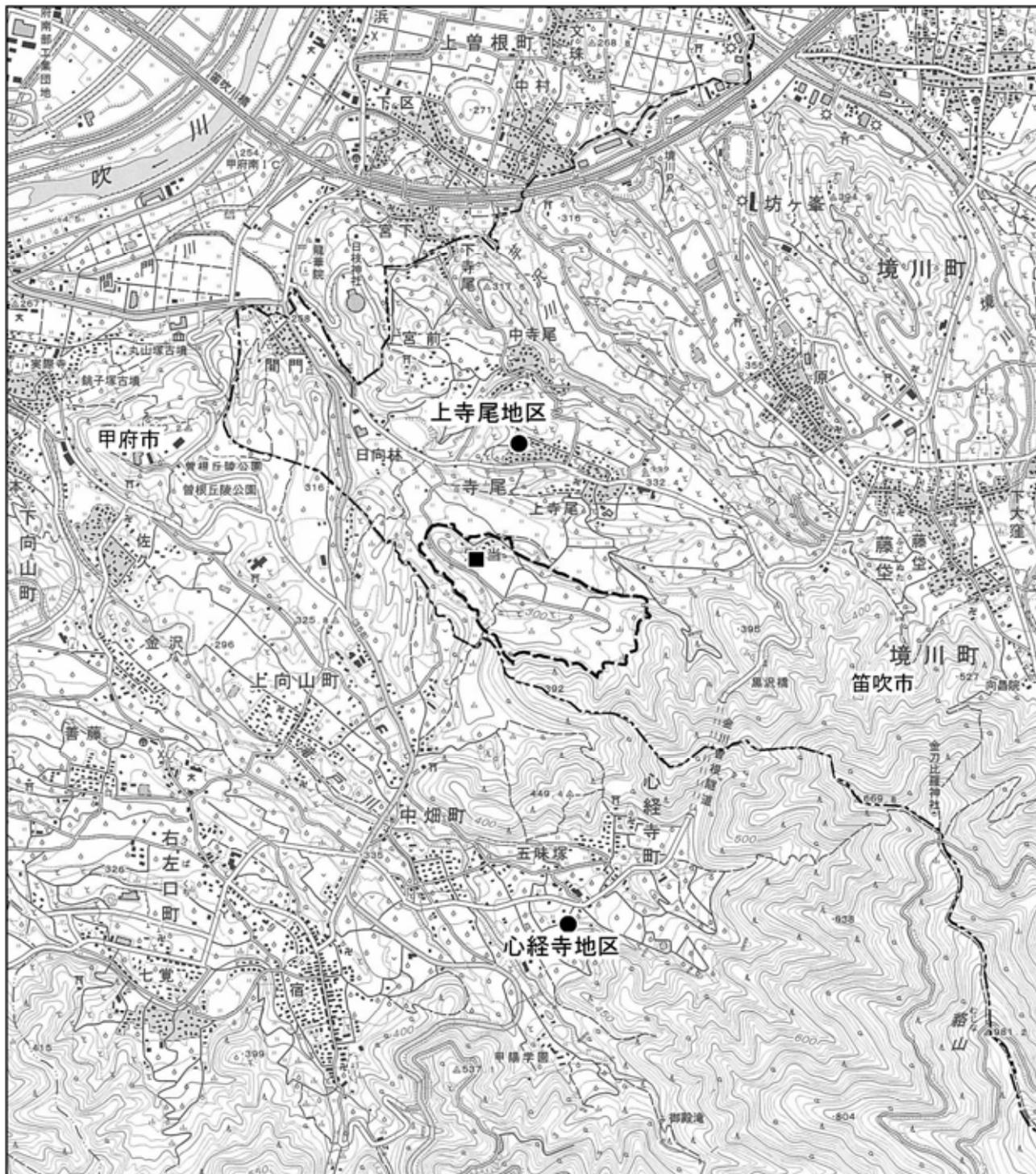
硫黄酸化物：「大気の汚染に係る環境基準について」に示される方法

二酸化窒素：「二酸化窒素に係る環境基準について」に示される方法

浮遊粒子状物質：「大気の汚染に係る環境基準について」に示される方法

ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に示される方法

塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」に示される方法



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	地上気象調査地点
	大気質調査地点

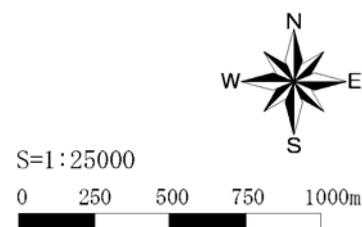
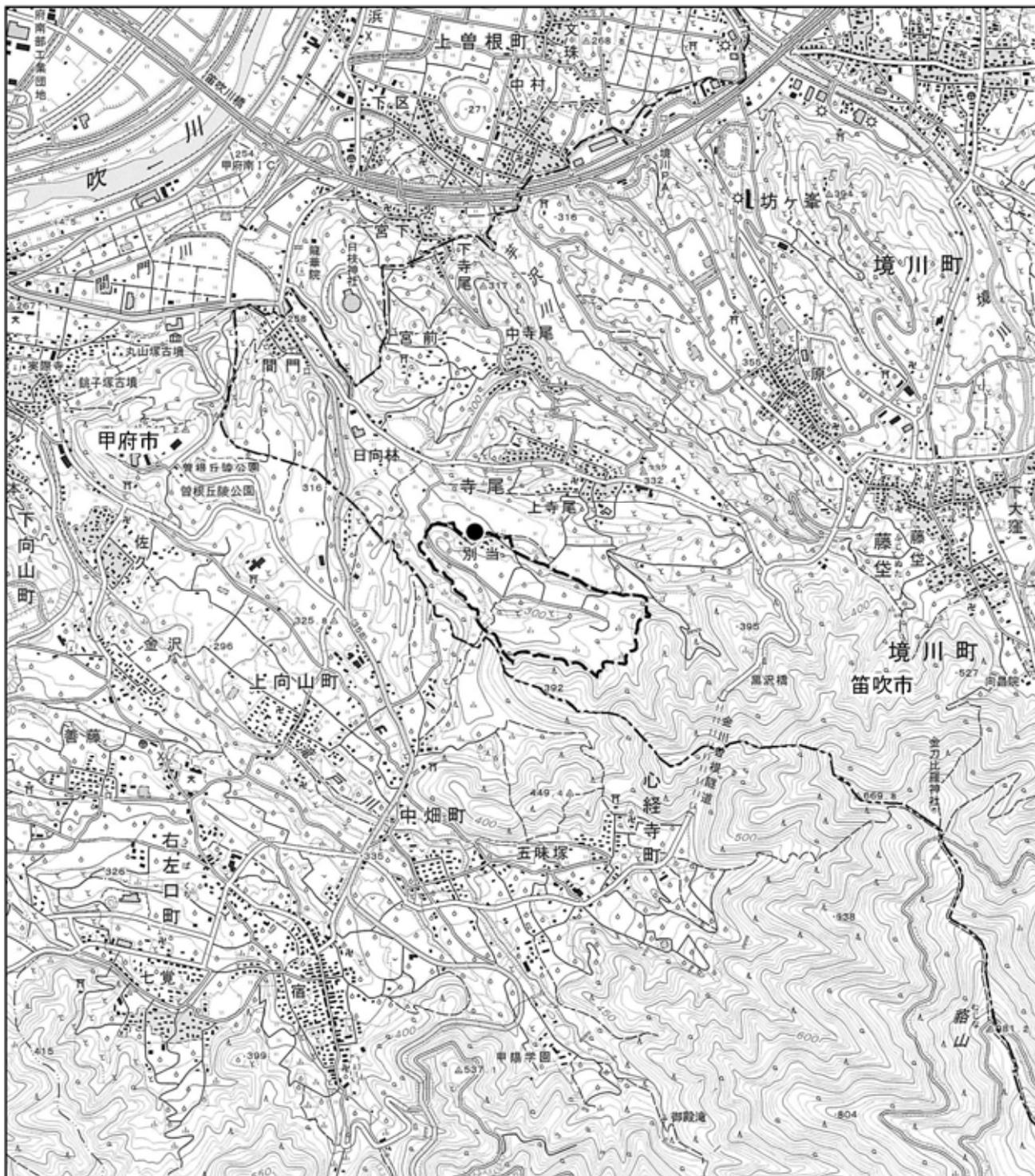


図 8-2-3 大気汚染事後調査地点 (存在・供用時)



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村、旧春日居町、旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市、旧中道町、旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界
	悪臭調査地点

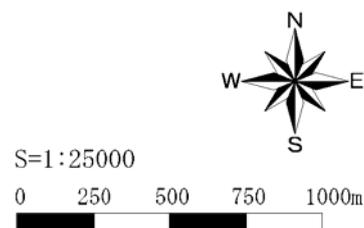


図 8-2-4 悪臭事後調査地点 (存在・供用時)

8.3 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針

事後調査の結果、事業の実施による環境影響が著しいことが明らかとなった場合には、速やかに追加的な保全対策を講じる。

また、動植物に著しい影響を及ぼしていることが明らかとなった場合には、追加的な保全対策計画策定にあたり専門家に指導を仰ぐこととする。

8.4 事後調査報告書の提出・公開等の方法

事後調査は、工事の影響が最大となる時点及び施設の稼働が安定的になった場合の2時点で実施する。

調査実施後はそれぞれの段階で、速やかに報告書を取りまとめ、知事に提出するとともに、事業者のホームページ等で公開する。